

事務連絡
令和2年8月11日

村内幼小中学校
保護者 殿

宜野座村教育委員会
教育長 新里 隆博
<公印省略>

緊急事態宣言の趣旨を踏まえ、家庭での感染予防の徹底をお願いします。

小中学校及び幼稚園の夏季休業延長について（通知）

沖縄県における、新型コロナウイルス感染症に対する警戒レベルが3段階に引き上げられ、それに伴い県独自の「緊急事態宣言」が発出されました。

宜野座村におきましては、感染者が増加の傾向にあることを踏まえ、感染拡大防止の徹底を図る上で、村内小中学校及び幼稚園の夏季休業期間を延長致します。延長期間につきましては、下記の通りです。

また、9日付に発出された幼稚園の「特別保育」も引き続き実施致します。

なお、県内及び村内の感染状況の変化に伴い、村内幼稚園及び小中学校の運営を変更することも考えられますので、その際は、村公式LINE、村HP、学校からのメール及び公文等で情報提供を致します。

記

1 夏季休業延長期間（幼稚園「特別保育」実施期間）について

8月1日（土）～8月16日（日） ※2学期始業式は、8月17日（月）

※登校時は、家庭での検温・マスク着用の徹底をお願いします。なお、給食の提供もあります。

2 保護者の判断で登校・登園を自粛させる場合について

保護者より、各学校の校長へ直接、ご連絡下さい。

3 各学校の部活動について

小中学校ともに、県立学校の通知文書発出により地域の感染レベルが3②に該当しており、部活動に関しては当面の間は、自粛の要請をお願い致します。

※県立学校より発出文書抜粋

地域レベル3②・3①の学校における部活動等（早朝練習、自主練習を含む）については、当面の間、控えて下さい。

裏面に続く

4 各保護者へのお願い

- (1) 昨今、職業や仕事上の県外渡航により、風評被害を受けている方々がいます。また、感染者や濃厚接触者に対しての誹謗中傷行為も起きています。(SNS・メール・ビラ・電話等) 今後もさまざまな風評被害や誹謗中傷行為が起きる可能性もあることから、幼児児童生徒が「いじめ」や「偏見・差別」されないように家庭・地域で防止徹底に努めていきましょう。
- (2) 幼児児童生徒及び同居家族から陽性と診断された場合及び濃厚接触者と断定された場合は、速やかに学校の校長及び教頭へ連絡するようお願い致します。

- (3) 幼児児童生徒より発熱や風邪症状等がありましたら、速やかに学校へ連絡して下さい。その際は、幼児児童生徒は、登校登園はしません。出席停止の扱いとなります。

- (4) 各家庭におかれましては、同居する方全員の毎日の検温をお願い致します。
なお、同居者から発熱や風邪症状等がありましたら、必ず学校へ連絡して頂きますようお願い致します。その際は、幼児児童生徒は、登校登園はしません。出席停止扱いとなります。
(令和2年7月21日付新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン：地域レベル2～3)

- (5) こまめな手洗い、マスク着用の徹底、3密をさける行動の徹底をお願い致します。

- (6) 不要不急の外出は控えるようお願い致します。

- (7) 免疫力を高めるために、規則正しい生活習慣の徹底をお願いします。
(十分な睡眠と休養、栄養バランスの摂れた食事、軽い運動)

- (8) 熱中症対策の徹底をお願いします。(こまめな水分補給)